

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和2年10月13日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	山口県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	113-6-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a10400/bangouhou/201703300001.html

執行機関名 山口県知事

知事等(教育委員会)が行う高等学校等の専攻科に係る修学支援に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	私立の高等学校の専攻科に在学する生徒に対する就学に係る支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
② 番号法別表第1の項	91	
③ 番号法別表第2の項	113	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成二十八年山口県条例第一号) 別表知事の項第二号 私立の高等学校の専攻科に在学する生徒に対する就学に係る支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年三月三十一日法律第十八号)第1条	高等学校等専攻科修学支援事業補助金交付要綱 第2条
⑥ 事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第2条 この専攻科支援金は、国要綱第3条の規定により都道府県が認めた者(以下「支給対象者」という。)から委任を受けた学校設置者(以下「学校設置者」という。)が支給対象者に代わって専攻科支援金の受領を行い、その有する支給対象者の授業料に係る債権の弁済に充てることにより、支給対象者の教育に係る経済的負担を軽減することを目的とする。
⑦ 独自利用事務の関連規範		高等学校等専攻科修学支援事業補助金交付要綱 高等学校等専攻科修学支援事業実施要領